

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により就業制限

【医学研究科等職員のうち、附属病院で業務を行わない職員】

【1】感染者、濃厚接触者、発熱等症者、海外渡航者

【1】 1. 感染者となった場合

- 1) 感染者となった場合は、出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 3) 保健所の指示に従ってください。
- 4) 療養期間が決まり次第、医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 5) 療養終了後、保健所から指示された解除日をもって、出勤制限は解除となります。
- 6) 制限解除後も体調管理を続け、感染防止対策に十分留意して生活してください。

【1】 2. 濃厚接触者となった場合

- 1) 濃厚接触者として保健所から指定された場合は、出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 3) 保健所の指示に従うとともに、指示内容を医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 4) 保健所から行動制限解除となった日をもって、出勤制限を解除します。
- 5) 制限解除後も体調管理を続け、感染防止対策に十分留意して生活してください。

【1】 3. “濃厚接触者疑い”となった場合

- 1) 保健所からの指定ではないが、“濃厚接触者疑い”とされた場合は、出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。
- 3) 出勤制限の期間は、感染者との最終接触日の翌日から起算して7日間とします。
- 4) 制限解除にあたっては、保健管理センター（hokekan_covid19@）に「経過観察日誌（様式3）」を提出し、解除の判断を受けてください。
- 5) 制限解除後も体調管理を続け、感染防止対策に十分留意して生活してください。
- 6) 制限期間中に発熱等の症状が出現した場合は、早急に医療機関を受診するとともに、医学研究科総務 G 総務担当に報告してください。

※ 保健所からの指定がない“濃厚接触者疑い”の例

・保健所の業務逼迫により、感染者自身（他者）から濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。

【1】 4. 本人に発熱等の症状がある場合

- 1) 発熱（37.5℃以上）や呼吸器・上気道症状等がある場合は、出勤を制限します。
- 2) 早急に医療機関を受診するとともに、医学研究科総務 G 総務担当へ報告してください。
- 3) かかりつけ医がいない場合は県のコールセンターへ連絡し、医療機関の紹介を受けてください。
- 4) 医療機関を受診し、下記記 A 又は B に該当した場合は、症状軽快後 48 時間の経過観察を経て制限解除となります。
A: 検査の結果が「陰性」であった場合
B: 検査不要と診断された場合
- 5) 出勤制限の解除にあたっては、保健管理センター（hokekan_covid19@）に「経過観察日誌（様式3）」を提出し、解除の判断を受けてください。

注 1) 医療機関を受診しない場合は、症状出現から 10 日間出勤を制限します。

注 2) 発熱等の症状が新型コロナウイルス感染症以外¹の理由によるものと判断される場合は、出勤制限を解除することがあります。

注 3) 相当の期日を超えても「経過観察日誌（様式3）」を提出しない者については、症状出現日から起算して 11 日目には出勤制限を一旦解除します。

【1】 5. 海外渡航した場合

- 1) 日本入国後は、検疫所の指示に従ってください。
- 2) 政府指定の待機期間が終了するまで、出勤を制限します。
- 3) 入国日、待機期間が決まり次第、医学研究科総務 G 総務担当に「報告」してください。
- 4) 「経過観察日誌（様式 3）」に体温等を記録しておいてください。提出を求める場合があります。
- 5) 自宅に戻った後も、感染防止対策に十分留意して生活してください。
- 6) 発熱等症状があった場合は、出勤せず、早急に医療機関を受診し、医学研究科総務 G 総務担当へ「報告」してください。

【2】 同居者が濃厚接触者、発熱等症状がある場合

【2】 1. 同居者が濃厚接触者となった場合

- 1) 同居者が濃厚接触者として保健所から指定された場合は、本人（学生・教職員）の出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当に「報告」してください。状況に変化があった場合は、その都度「報告」してください。
- 3) 保健所の指示に従ってください。
- 4) 同居者の検査結果が「陰性」で、本人が無症状であれば、出勤制限は解除になります。
- 5) 同居者に検査が実施されない場合は、保健所が同居者の待機制限を解除した日をもって、本人の出勤は解除になります。

【2】 2. 同居者が“濃厚接触者疑い”となった場合

- 1) 保健所からの指定ではないが、同居者が“濃厚接触者疑い”となった場合は、本人（学生・教職員）の出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当に「報告」してください。状況に変化があった場合も、その都度「報告」してください。
- 3) 出勤制限の期間は、感染者と同居者が最終接触した日の翌日から起算して 7 日間です。
- 4) 本人に発熱等の症状がなければ、8 日目から出勤可能となります。

※ 保健所からの指定がない“濃厚接触者疑い”の例

- ・保健所の業務逼迫により、感染者自身（他者）から同居者が濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。
- ・保健所の業務逼迫により、子が通う学校から子が濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。

【3】 3. 同居者に発熱等の症状がある場合

- 1) 同居者に発熱（37.5℃以上）や呼吸器・上気道症状等がある場合は、本人（学生・教職員）の出勤を制限します。
- 2) 速やかに医学研究科総務 G 総務担当へ「報告」してください。
- 3) 同居者が下記 A 又は B に該当した時点で、本人に発熱等の症状がなければ、制限解除となります。
A：医療機関での検査の結果、「陰性」が判明した
B：症状軽快後、48 時間経過した
- 4) 上記に該当した時点で、医学研究科総務 G 総務担当へ「報告」してください。

注 1) 発熱等の症状が新型コロナウイルス感染症以外¹の理由によるものと判断される場合は、出勤制限を解除することがあります。

注 2) 症状軽快の報告をしない者については、症状出現日から起算して 8 日目には出勤制限を一旦解除します。